

2019年9月18日

退職給付会計 IFRS 任意適用にあたって留意すべき点

～ 開示資料の作成とそこから読み取れること ～

コンサルティング企画部
主任コンサルタント 市川貴規

1. IFRS の広まりと退職給付会計

IFRS 任意適用企業が 214 社¹まで増加している。退職給付会計の受託計算業務を行う弊社にも数多くの問い合わせが届いており、今後も増えていく傾向に変わりはないだろう。退職給付会計は、2011 年の日本基準の改正により IFRS との差異は概ね解消されているが、まだ実務上の課題(差異)も多数残っている。本稿ではその差異のうち、財務諸表の作成者側と利用者側の接点である「開示資料(注記)」に注目する。IFRS では、退職給付会計を企業のリスク情報における重要な要素の一つであると位置付け、日本基準と比較しても詳細な開示を求めている。IFRS ベースの開示資料を理解することは、将来 IFRS の任意適用を検討している企業は勿論のこと、任意適用予定の無い企業にとっても、退職給付会計におけるリスク管理の観点から参考となる部分が多くあるのではなかろうか。

2. IFRS における債務・費用に関連する開示資料

退職給付会計における開示資料のうち、債務や費用に関連する数値の多くは、退職給付債務²等の計算と同様に、専門家による複雑な見積計算によって作成されることが一般的である。そのため、企業の重要なリスク情報を開示しているにも関わらず、作成者及び利用者の双方から「仕組みがよく分からない」といった声が聞こえる。そこで、日本基準では求められていない IFRS 開示資料のうち、図表 1 に示す 3 点について説明するとともに、先行する IFRS 任意適用企業の開示状況を探った。

(図表1) IFRSと日本基準の主な差異(開示部分)

- ・再測定(数理計算上の差異)の内訳開示
- ・基礎率の感応度分析
- ・デュレーションやキャッシュフローに関する情報

出所: 大和総研

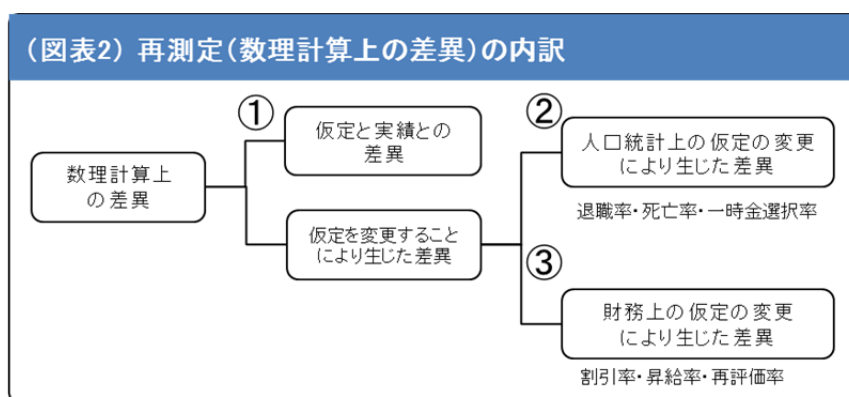
¹日本取引所グループ調べ IFRS 適用済・適用決定会社数 (2019年7月現在)

<https://www.jpx.co.jp/listing/others/ifrs/index.html>

² 厳密には確定給付制度債務と記載されるが、本稿では日本基準で使用されている退職給付債務として表記する。以下同じ。

3. 再測定(数理計算上の差異)の内訳開示

退職給付会計における債務や費用は、基礎率と呼ばれる様々な仮定を用いて見積計算されるため、「仮定と実績との差異(正式には「実績による修正」と記載)」及び「仮定を変更することにより生じた差異」が発生することは理解できるだろう。日本基準では、これらの差異の総額を「数理計算上の差異」として纏めて開示しているが、IFRS では、この差異について発生要因別の内訳開示が求められている。さらに後者の「仮定を変更することにより生じた差異」については、図表 2 の通り、基礎率を「人口統計上の仮定」と「財務上の仮定」に分類し、それぞれ「人口統計上の仮定の変更により生じた差異」と「財務上の仮定の変更により生じた差異」に分解して開示しなければならない。



出所: 大和総研

実際の開示資料の状況を見てみると³、数理計算上の差異の内訳に関しては、61%の企業で、図表 2 の①～③の 3 種の区分に分解して開示しているが、3 種類のうちいずれか 2 種の区分のみとしている企業が 23%、日本基準と同様に数理計算上の差異の合計額のみを記載している企業も 16%あった。「重要度を考慮して内訳を開示しない」との見方もできるが、実際は、資料作成上のコストやノウハウといった理由が多いのではないかと推測している。3 種の区分に本質的な重要度の差は無いため、原則通り 3 種の区分での内訳開示が望ましく、対応が困難な企業は、外部の専門家に相談してみると良いかもしれない。また、数理計算上の差異(及びそれぞれの内訳)の額に関して、金額そのものが小さいことは、見積計算の妥当性を示しているとも言えるが、退職給付制度の仕組みや従業員等の構成、基礎率の設定方針等の違いもあり、企業間での単純な比較は難しいと考える。

³対象は、IFRS 任意適用企業 214 社のうち、既に IFRS ベースの開示資料を発表かつ確定給付型の退職給付を実施している 142 社(所謂日本基準の簡便法を適用している企業を除く)の直近の有価証券報告書。ただし、開示内容については、明確な判断が難しい内容も含まれていたため、集計数については必ずしも正確性を担保している訳では無い。方向性を把握するといった位置付けの数字として理解して頂ければと考えている。以下の分析も同じ。

一方、作成者側の立場で考えれば、数理計算上の差異の内訳を分析することは、リスク管理のためには有効なプロセスである。毎年、内訳の数値をチェックし特異な変動があればその原因を探り、また、仮定と実績との差異が継続的に一方向（プラスやマイナス）に大きく発生している様であれば、基礎率の見直しを検討すべきである。単純に債務や費用の大小のみに注目するのではなく、その変動に着目し、適切な基礎率のもとに正しく見積計算がなされているかチェックしておくことが重要である。この分析は、開示のためだけに実施するのではなく、リスク管理の観点から退職給付会計を適用するすべての企業が実施しても良いのではなかろうか。

4. 基礎率の感応度分析

基礎率の感応度分析は、数理計算上の仮定(基礎率)のうち重要な影響を与えると判断した基礎率について、その変化が退職給付債務等に与える変動幅を実額で示すものである。実際の開示資料からは、95%以上の企業において割引率が変化した場合の変動額が記載されていることが分かった⁴。また、割引率以外にも、平均余命の変化(死亡率の変化)、インフレ率の変化、給付の増額変化(再評価率の変化)等の分析結果を記載している事例も見られた。ただ、これら割引率以外の分析を実施している企業は全体の7%と僅かであった。

まずは、概ねすべての企業において分析がなされていた割引率の感応度分析についてみる。IFRSでは、日本基準で多く用いられている割引率の重要性基準⁵がなく、每期、期末日時点の金利を割引率として使用することになるため、金利の影響を直接受けることになる。そのため、割引率の変化に対する感応度分析は企業のリスク管理の観点からも理に適っている。また当該結果を利用すれば、異なる割引率を用いた企業間の比較も容易になり、利用者側からのニーズも高く有効な分析であると言える。

次に、割引率以外の基礎率に目を向けると、重要な基礎率が割引率だけとは限らない点に留意すべきである。どの基礎率が重要であるかは、退職給付制度の本質的な構造と負債特性から判断することになる。例えば終身年金を有する企業であれば死亡率であり、定年退職時のみ給付が発生するような制度であれば退職率の影響が大きい。従って、各企業の実態は様々であることから、割引率の感応度分析のみを開示するといった現状の画一的な取り扱いについては見直す必要があるかもしれない。ただ、実務上は、割引率以外の基礎率の感応度分析を行う場合には、計算委託機関に追加計算を依頼する必要があるが、分析は容易ではないと思われるが、可能であれば各企業の担当者は年金数理人等の外部の専門家

⁴ 通常は、複数の割引率の計算結果を予め計算委託機関から入手しているケースが多く、割引率の感応度分析は容易であると思われる。

⁵ 日本基準では、金利変動がある一定の範囲内であれば、前期末と同じ割引率を使用して退職給付債務等の計算ができる。従って決算で使用する割引率を毎年変更する企業は少ない。

に相談し、影響が大きい基礎率が他に無いか確認して欲しい。財務諸表の作成者側が、負債のブレ幅(リスク)を事前に把握しておくことは、企業の内部統制の観点からも重要なことだからである。

5. デュレーションやキャッシュフローに関する情報

企業の将来キャッシュフローに与えるリスクを開示するために、退職給付債務の加重平均デュレーションや将来キャッシュフローの金額を開示することも求められている。加重平均デュレーションは、退職給付の支払いまでの平均年数であり、日本基準でも割引率算定の根拠として多くの企業で用いられている。加重平均デュレーションが長ければ、それだけキャッシュフローが遠い将来に発生するということになり、割引率の変化が与える退職給付債務への影響が大きくなることが分かる。また、加重平均デュレーションを用いて、割引率の変化に対する退職給付債務の変動を近似的に求めることもできるが、多くの企業で前述の割引率の感応度分析が実施されているので、そのニーズは低いだろう。

将来キャッシュフローについては 88%の企業が翌年度の企業年金掛金拠出額を開示しているが、企業の退職一時金(社内引当)制度における翌年度のキャッシュフロー予測額を記載している企業は調査した限りでは見つけられなかった。キャッシュフロー算出には退職率等を使用したシミュレーションが必要となるため不確実性が高いと判断しているかもしれないが、事前積立である企業年金と違い、退職一時金の方が人員構成によってキャッシュフローが大きく変動するため、開示する価値がある数値と考えている。

6. 最後に

IFRS における開示は、企業が持つリスク情報をわかり易く利用者に伝えることが目的であるが、その資料を作成することは、企業側にとってもリスク管理を行う上で重要なプロセスであることが分かる。また、今回の調査において、数多くの企業が任意の記載内容であるにもかかわらず、退職給付会計に関する計算業務について、外部の専門家(年金数理人)を利用しているとの記載があった。退職給付債務等の数値そのものもリスクであるが、「退職給付会計に関する情報を作成する業務」も高いリスクを伴うと位置付け、専門家と相談しながら慎重に数値等を作成している姿勢が読み取れる。様々な観点からの分析が要求される複雑な開示資料の作成において大切なことは、必要に応じ、きめ細かくサポートできる専門家に直接相談できる体制を構築しておくことではなかろうか。

—以上—